



大阪労働局発表
平成27年2月26日

【照会先】
大阪労働局職業安定部職業対策課
(代表電話) 06(4790)6310

報道関係者各位

精神障害者等雇用促進セミナーを開催

～改正法 施行に向けて 平成30年 精神障害者雇用義務化～

平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成30年4月から法定雇用率（現行2.0%＝民間企業）の算定基礎の対象に精神障害者が追加されることから、更なる法定雇用率の引き上げが予想されます。

このため、大阪労働局では次のとおり雇用促進セミナーを開催いたします

精神障害や発達障害（以下「精神障害者等」という。）のある求職者の割合が急増していますが、企業に雇用されている精神障害者の占める割合は、身体障害者や知的障害者に比べてまだまだ少ない状況にあり、今後の障害者の採用に当たっては、精神障害者等の雇用への取組みが重要な鍵となります。

しかし、企業からは、「精神障害や発達障害の特性がよく分からない」「雇用管理をどのようにしたらいいのか」と言った不安の声も多く聞かれます。

そこで、当局としましては、これから精神障害者等の雇用に取り組んでいただくための参考としていただきたく、下記のとおり「精神障害者等雇用促進セミナー」を開催いたします。

記

- 日時 平成27年3月17日（火）午後1時から午後4時30分まで
- 場所 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）7階ホール
住所：大阪市中央区大手前1-3-49
- 主催 大阪労働局・ハローワーク
- 対象者 精神障害者等の雇用経験が無い企業、精神障害者等の雇用を検討している企業、精神障害者等を雇用しているが雇用管理について事例を聞いてみたい企業の人事担当者及び精神障害者等の就労支援を実施している担当者等
(定員 500名)

プログラム

○あいさつ

大阪労働局長

○講演Ⅰ

「精神障害者・発達障害者の特性と特性に応じた配慮について」

講師：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

大阪障害者職業センター 次長 古谷 護 氏

○当事者からの声

「企業で働いてみて」

講師：大阪市障害者就業・生活支援センターの支援を受けた

障害者

○講演Ⅱ

「発達障害者の就労支援の現状と課題

～教育現場における取り組み～」

講師：大阪大谷大学 教育学部特別支援教育専攻

教授 小田 浩伸 氏



精神障害者等雇用促進セミナー 開催のご案内

人事担当者・支援担当者向け

無料・事前申込要・定員500名

平成30年4月から法定雇用率の算定基礎の対象に精神障害者が追加され、**法定雇用率の更なる引き上げが予想される**ところです。

一方で、近年は精神障害や発達障害のある求職者が急増しています。

大阪労働局では精神障害者や発達障害者の特性や配慮事項、また、実際に働く障害者の声を聴いていただき、障害者雇用を促進するセミナーを開催いたします。

平成27年3月17日(火)

時間: 13:00～16:30

(受付: 12:30～)

**会場: 大阪府立男女共同参画・
青少年センター
ドーンセンター 7階ホール**

住所: 大阪市中央区大手前1-3-49

タイムスケジュール

- ◆13:00 大阪労働局長あいさつ
- ◆13:10～14:10 講演Ⅰ
「精神障害者・発達障害者の特性と特性に応じた配慮について」
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
大阪障害者職業センター 次長 古谷 護 氏
- ◆14:10～14:50 当事者からの声
大阪市障害者就業・生活支援センターの支援を受けた障害者

(休憩 10分)
- ◆15:00～16:30 講演Ⅱ
「発達障害者の就労支援の現状と課題
～教育現場における取組～」
大阪大谷大学 教育学部特別支援教育専攻
教授 小田 浩伸 氏

精神障害者等雇用促進セミナー 参加申込書（FAX送信票）

セミナーのお申し込みは、この参加申込書に必要事項を記載いただき、以下のFAX番号まで送信してください。また、セミナー当日にも、当該参加申込書をご持参ください。

〈 FAX:06-4790-6315 〉

御社(機関)名

連絡先 TEL:

FAX:

(ふりがな)

お名前

部署名/役職名

備考

※手話通訳が必要な場合や車椅子でご参加される場合等は、その旨をご記入ください。



※先着順で定員に達した場合のみ
折り返しご連絡いたします。
※「参加申込書」にご記入いた
だいた個人情報につきましては、
セミナーに関する目的以外には
使用いたしません。
※無料駐車場はございません。

開催の都合上、
3月10日(火)までに
お申し込みください。

担当：大阪労働局職業安定部職業対策課
障害者雇用対策係
住所：大阪市中央区常盤町1-3-8
中央大通FNビル21階
電話：06-4790-6311

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。

1. 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応

施行期日:平成28年4月1日

(1)障害者に対する差別の禁止

(2)合理的配慮の提供義務

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

(想定される例)

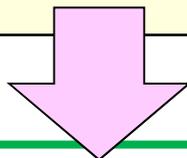
- ・ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること
 - ・ 知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること
- (1)(2)については、公労使障の四者で構成される労働政策審議会の意見を聴いて定める「指針」において具体的な事例を示す。

(3)苦情処理・紛争解決援助

2. 法定雇用率の算定基礎の見直し

施行期日:平成30年4月1日

法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行(H30)後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う法定雇用率の引上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。



◎ 法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者を追加。

◎ 法定雇用率は原則5年ごとに見直し。

⇒ 施行後5年間(平成30年4月1日～平成35年3月31日まで)は猶予期間とし、精神障害者の追加に係る法定雇用率の引き上げ分は、計算式どおりに引き上げないことも可能【激変緩和措置】。

※具体的な引上げ幅は、障害者の雇用状況や行政の支援状況等を踏まえ、労働政策審議会障害者雇用分科会で議論。

【激変緩和措置の内容】

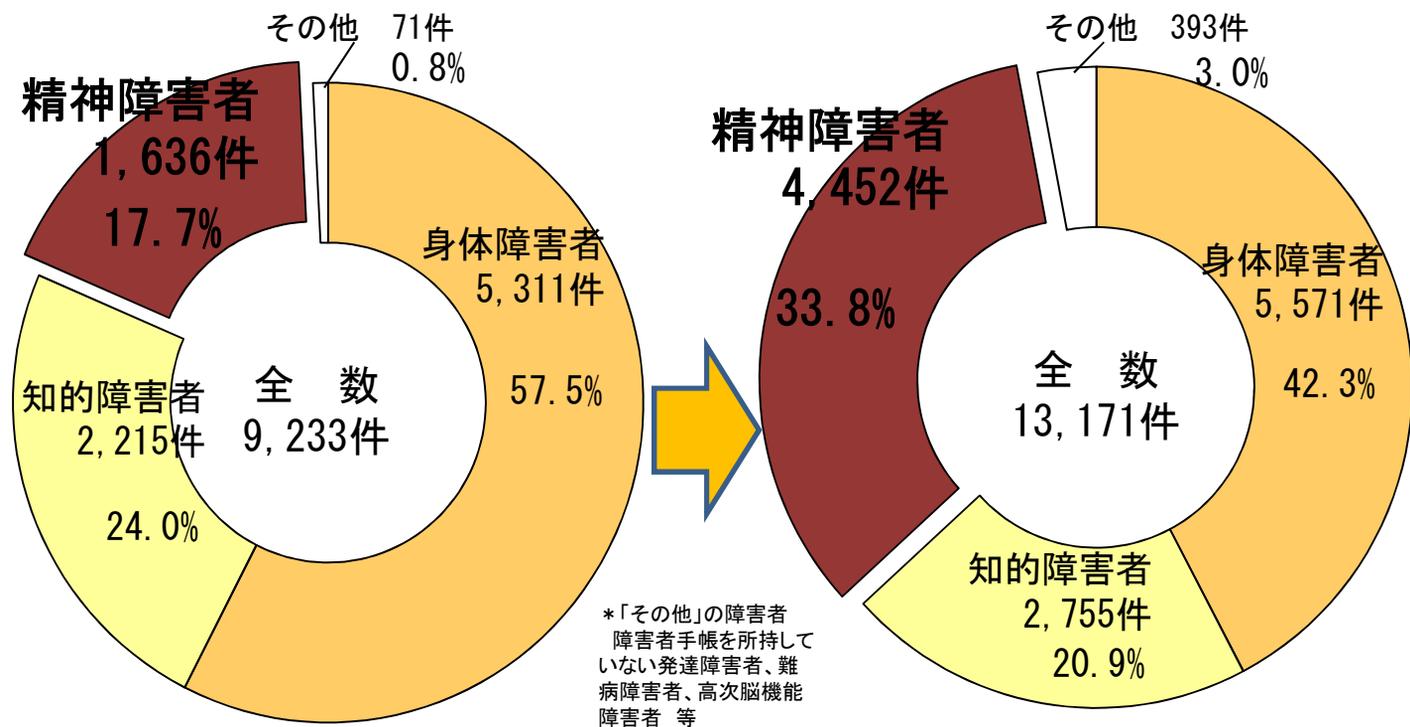
- 平成25年4月1日～平成30年3月31日 身体障害者・知的障害者を算定基礎として計算した率(2.0%)
- 平成30年4月1日～平成35年3月31日 身体障害者・知的障害者を算定基礎として計算した率と身体障害者・知的障害者・精神障害者を算定基礎として計算した率との間で政令で定める率
- 平成35年4月1日以降 身体障害者・知的障害者・精神障害者を算定基礎として計算した率

ハローワークに求職申込みしている障害者数の推移

(大阪府内ハローワークの取扱い状況:新規求職申込件数)

平成18年度

平成25年度



大阪府内に本社のある企業の雇用障害者数の推移

平成18年

平成26年

